

兵労発基 1110 第 4 号

令和 5 年 11 月 10 日

一般社団法人 兵庫県電業協会 会長 殿

兵庫労働局長

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱う  
に当たっての留意事項の一部改正について（通知）

平素は、労働行政の推進について格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、雇用管理分野における個人情報のうち労働者の健康に関する情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。別添 1）の適用に伴い、厚生労働省では「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」（平成 29 年 5 月 29 日付け個情第 749 号、基発 0529 第 3 号。以下「留意事項」という。）を定め、その周知を図ってきたところです。

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）の一部が令和 4 年 1 月 1 日から施行されたこと並びに個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）が令和 4 年 4 月 1 日及び令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、留意事項について、別添 2 のとおり一部改正が行われ、別添 3 のとおり定められました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨をご理解いただきまして、傘下会員事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。